

# 【第4章】

## 伊丹市幼児教育無償化推進計画





## — 目 次 —

1. 目 的 .....	1
2. 対象年齢 .....	1
3. 対象施設 .....	1
4. 対象経費	
(1) 幼稚園（1号認定）・保育所（2号認定）・認定こども園（1・2号認定） .....	1
(2) 私学助成を受ける私立幼稚園 .....	1
5. 実施方法	
(1) 基本的考え方 .....	2
(2) 幼稚園保育料（1号認定） .....	2
(3) 保育所保育料（2号認定） .....	2
(4) 認定こども園保育料（1号認定・2号認定） .....	2
(5) 私学助成を受ける私立幼稚園のイメージ .....	3
6. 実際の保育料（利用者負担額）等	
(1) 幼稚園保育料（1号認定） .....	4
(2) 保育所保育料（2号認定） .....	5
(3) 認定こども園保育料（1号認定・2号認定） .....	6
(4) 私学助成を受ける私立幼稚園 .....	8
7. 必要経費と財源（概算） .....	9



## 1 目 的

幼児教育の充実策の一環として取り組む公立幼稚園の再編に伴う財源等を活用し、保護者の所得に関わらず、すべての就学前の子どもが、幼児教育を等しく受けることができる機会を保障することを目的とします。

## 2 対象年齢

市内在住の4歳・5歳児（満4歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者）とします。

## 3 対象施設

対象者が通う幼稚園・保育所・認定こども園等の就学前施設を対象とします。

➤ 認可外保育施設については、児童福祉法第59条の2による届出が行われている施設を対象とし、月額保育料に対して上限25,700円を定め補助します。なお、国の制度が明らかになった時点で国の制度に合わせるための見直しを行います。

## 4 対象経費

### (1) 幼稚園（1号認定）・保育所（2号認定）・認定こども園（1・2号認定）

保育料の全額（※実費負担などを含まない）を対象経費とします。

### (2) 私学助成を受ける私立幼稚園

保育料・入園料（※実費負担などを含まない）を対象経費とします。

(※) 実費負担などは対象となりません。

各幼稚園等で定める給食費、預かり保育、延長保育、教材費、通園バス代などの保護者の実費負担は従来どおり保護者の負担となります。

## 5 実施方法

### (1) 基本的考え方

平成30年度（2018年度）から、4・5歳児の対象経費の「全額」を無償化します。

### (2) 幼稚園保育料（1号認定）

《イメージ図》



(※) 延長保育や教材費などの保護者の実費負担などは対象となりません。

### (3) 保育所保育料（2号認定）

《イメージ図》



(※) 延長保育や教材費などの保護者の実費負担などは対象となりません。

### (4) 認定こども園保育料（1号認定・2号認定）

- ・認定区分に応じ、幼稚園保育料（1号認定）、保育所保育料（2号認定）に準じます。

### (5) 私学助成を受ける私立幼稚園のイメージ

- ・平成30年度(2018年度)から、4・5歳児の保育料・入園料から就園奨励費補助金の額を差し引いた残余の額の「全額」を補助(ただし、就園奨励費補助金との合計額で年額308,000円を上限)

#### 【就園奨励費補助金とは】

幼稚園教育における保護者負担の公・私間格差を是正するため、伊丹市に在住し、私立幼稚園に通園する満3歳児(満3歳に達した時点で翌年の4月を待たずに入園した子ども)または3・4・5歳児(年少・年中・年長)に対し、市民税の所得割課税額等に応じて補助金を交付する制度です。

ただし、「子ども・子育て支援新制度」に移行した私立幼稚園に通園されている場合は、あらかじめ就園奨励費補助金を踏まえた保育料設定となっているため、この制度の対象となりません。

#### 《イメージ図》



(※) 延長保育や教材費などの保護者の実費負担などは対象となりません。

## 6 実際の保育料（利用者負担額）等

### (1) 幼稚園保育料（1号認定）（実費負担などを含まず）

《現 行》

(1人当たりの月額)

階層	市民税所得割		公立				私立	
			(平成29年度入園) (2017年度)		(平成30年度入園) (2018年度)		第1子	第2子
			第1子	第2子	第1子	第2子		
1	生活保護		0	0	0	0	0	0
2-1	非課税	※要保護	0	0	0	0	0	0
2-2	均等割のみ		1,000	0	2,000	0	3,000	0
3-1	1-47,400円	※要保護	2,100	0	2,350	0	3,000	0
			4,200	2,100	4,700	2,350	11,900	5,950
3-2	47,401-58,200円	※要保護	3,000	0	3,000	0	3,000	0
			6,300	3,150	7,100	3,550	11,900	5,950
3-3	58,200-77,100円	※要保護	3,000	0	3,000	0	3,000	0
			9,900	4,950	10,100	5,050	11,900	5,950
4	77,101-211,200円		12,400	6,200	13,900	6,950	16,300	8,150
5	211,201円以上		15,400	7,700	18,300	9,150	21,500	10,750

※第3子以降は無料



《平成30年度（2018年度）～》

所得階層に関わらず全額無償化

(2) 保育所保育料（2号認定）（実費負担などを含まず）

《現 行》

（1人当たりの月額）

階層	市民税所得割		4歳以上			
			標準		短	
			第1子	第2子	第1子	第2子
1	生活保護		0	0	0	0
2-1	非課税	※要保護	0	0	0	0
2-2			5,000	0	5,000	0
3-1	均等割のみ	※要保護	5,000	0	4,950	0
			10,000	5,000	9,900	4,950
3-2	1-48,600円	※要保護	6,000	0	6,000	0
			14,000	7,000	13,800	6,900
4-1	48,601-50,900円	※要保護	6,000	0	6,000	0
			17,600	8,800	17,300	8,650
4-2	50,901-54,700円	※要保護	6,000	0	6,000	0
			21,600	10,800	21,300	10,650
4-3	54,701-77,100円	※要保護	6,000	0	6,000	0
			27,000	13,500	26,600	13,300
	77,101-97,000円		27,000	13,500	26,600	13,300
5-1	97,001-108,400円		31,540	15,770	31,100	15,550
5-2	108,401-169,000円		31,540	15,770	31,100	15,550
6-1	169,001-190,300円		31,540	15,770	31,100	15,550
6-2	190,301-301,000円		31,540	15,770	31,100	15,550
7-1	301,001-339,000円		31,540	15,770	31,100	15,550
7-2	339,001-397,000円		31,540	15,770	31,100	15,550
8	397,001円以上		34,800	17,400	34,200	17,100

※第3子以降は無料



《平成30年度（2018年度）～》

所得階層に関わらず全額無償化

### (3) 認定こども園保育料（1号認定・2号認定）

幼稚園保育料（1号認定）、保育所保育料（2号認定）に準じて無償化を行いますので、認定区分に応じ、それぞれの保育料基準表をご参照ください。

ただし、平成28年度（2016年度）に神津こども園に入園した子ども（1号認定）については、平成30年度（2018年度）の全額無償化は、以下の基準表のとおりとなります。

#### ◇神津こども園【平成28年度（2016年度）入園の子ども（1号認定）】

（1人当たりの月額）

階層	市民税所得割		現行		平成30年度	
			第1子	第2子	第1子	第2子
1	生活保護		0	0	0	0
2-1	非課税 均等割のみ	※要保護	0	0	0	0
2-2			1,000	0	0	0
3-1	1-47,400円	※要保護	1,850	0	0	0
			3,700	1,850	0	0
3-2	47,401- 58,200円	※要保護	2,750	0	0	0
			5,500	2,750	0	0
3-3	58,200- 77,100円	※要保護	3,000	0	0	0
			9,700	4,850	0	0
4	77,101-211,200円		10,900	5,450	0	0
5	211,201円以上		12,400	6,200	0	0

#### 利用者負担額表の参照の際の注意点

##### 【要保護欄の適用となる世帯】

- ✓ 単親家庭、同居者が障害者手帳等の交付を受けている世帯、特別児童扶養手当支給対象の子どもがいる世帯、同居者が障害基礎年金を受給している世帯

##### 【第2子以降のカウントの仕方】

- ✓ 1号認定の利用者負担額  
幼稚園年少から小学校3年までの範囲で、最年長の子どもから順に2人目は「第2子」、3人目以降については「第3子」とします。
- ✓ 2・3号認定の利用者負担額については、同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが、認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・特別支援施設等に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合、年齢の高い方から2番目の子どもは「第2子」、3番目以降の子どもは「第3子」となります。
- ✓ ただし、市民税所得割の額の合計額が77,101円（1号認定）57,700円（2・3号認定）未満の世帯については年齢制限を撤廃します。

#### (4) 私学助成を受ける私立幼稚園

(実費負担などを含まず)

私立幼稚園毎に保育料・入園料が設定されるため、統一的な補助金額をお示しすることはできませんが、下記のようなイメージとなります。

《イメージ図》【再掲】



(※) 延長保育や教材費などの保護者の実費負担などは対象となりません。

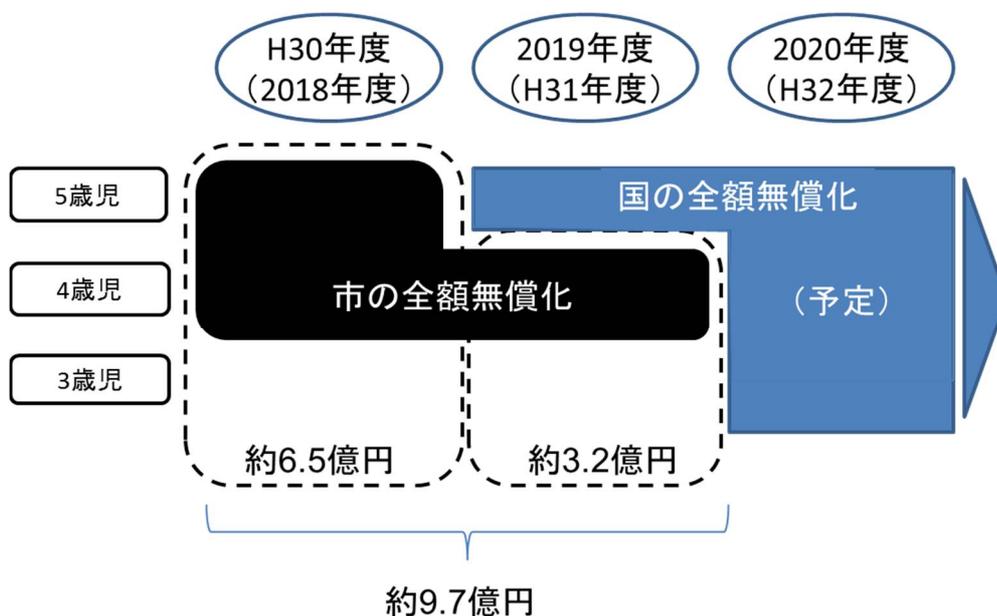
## 7 必要経費と財源（概算）

幼児教育充実策として実施される公立幼稚園等の規模の適正化に伴う運営費の効率化や園跡地の売却等により発生する財源を活用することを前提に、財政調整基金等を活用することで年度間調整をしながら、無償化を先行実施します。

### 【必要経費】

- ・ 4・5歳児の無償化で、約6.5億円/年と試算しています。
- ・ 無償化計画の実現には、約9.7億円が必要です。

### 【イメージ図】



◇約9.7億円の財源が必要な状況であり、公立幼稚園の再編による財源が活用できるまでの間、これまでの行財政運営の効率化により積み上げた財政調整基金などにより対応していきます。